

新潟県条例第24号

新潟県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

新潟県動物の愛護及び管理に関する条例（昭和52年新潟県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「削除項」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項を除く。）を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(犬猫の輸送に関する帳簿の備付け) 第18条の2 （略）	(犬猫販売業者に係る基準遵守義務等) 第18条の2 （略） <u>2 犬猫販売業者は、販売の用に供する犬猫の輸送が行われた場合は、輸送後に当該犬猫を飼養し、又は保管する飼養施設において2日間以上その状態（下痢、おう吐、四肢の麻痺等外形上明らかなものに限る。）を目視によつて観察し、健康上の問題があることが認められなかつた犬猫を販売に供するよう努めなければならない。ただし、第1種動物取扱業者又は第2種動物取扱業者（法第24条の3第1項に規定する第2種動物取扱業者をいう。）に対する販売に供する場合は、この限りでない。</u>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。